

法律であなを照らすナビゲーション・マガジン

ほうてらす

冬
Winter

vol. 15
2011.1.1

〈特集〉

シンポジウム

市民と司法の架け橋を目指して

ー地域ネットワーク活動の担い手としての法テラス・スタッフ弁護士ー……p4



〈インタビュー〉

俳優 高橋英樹さん



困った人が一人でも救われれば…。
法テラスの存在を
知らせることが大切。…… p2

暮らしの法律相談	p8
知っておきたい用語集	p9
my job 私はこんな仕事をしています	p10
新年ごあいさつ	p11
News	p11



Interview

インタビュー

俳優

たか はし ひで き

高橋 英樹

さん

困った人が一人でも
救われれば…。

法テラスの存在を
知らせることが大切。

聞き手 法テラス理事・草野満代

〈プロフィール〉1944年2月、千葉県木更津市生まれ。高校在学時の1961年に日活ニューフェイス5期生として日活入社。以来、映画黄金時代に出演活躍、のちに「桃太郎侍」「連山の金さん」など時代劇に多数出演。近年では情報番組やバラエティ番組等にも活躍の場を広げている。

憧れの映画の世界に 17歳でデビュー

草野 ● 高橋さんは芸能生活はどのくらいになりますか？

高橋 ● 49年です。17歳の時にこの仕事に入りました。

草野 ● 最初はどんなお仕事でしたか？

高橋 ● 映画ですね。日活という会社です。つと映画に出て、24歳の時に初めてテレビドラマに出演しました。それが大河ドラマ『竜馬がゆく』でした。それまでほとんど時代劇をやったことはなかったんです。

草野 ● でもそれから一挙に時代劇の道を進まれるわけですね？もともと時代劇は好きでしたか？

高橋 ● 好きでしたね。子供の頃からチャンバラごっこをやっていましたから。またメノコ遊びをしても、そのメノコの絵柄が時代劇のスターさんが多かったですから。

草野 ● 憧れのような存在だったのでしょうか？

高橋 ● そうですね。高校生の時には映画を週に9本から10本は見ていましたね。昔は3本立てが普通でしたから。

草野 ● 映画スターというものが、その頃から目指すものになっていったんですね？

高橋 ● 高校で進学のクラス分けをす

る時の「将来何になりたいか」という作文で、私は「俳優になりたい」と書いたのです。すぐに父親が呼ばれて「まっ、父親は悩んだ末に「一度受けさせよう」という手段に出ました。私に内緒で願書を出したんです。

草野 ● 一度受けさせて、あきらめさせようとしたんでしょうか？

高橋 ● そうなんです。ところが「第一次写真審査通過」というハガキがきまして、面接試験を受けたんです。そこからいくつかの運が重なって合格しました。

いろんな役柄をつくり上げる 過程が「面白」

草野 ● 映画の世界にあこがれたのはなぜですか？

高橋 ● 表現するものの面白さに惹かれました。また映画が自分に影響を与えてくれているように、自分が今を生きている人たちに映画を通していろいろなことを訴えることができる、これはとても素敵な仕事だなと思いましたね。

草野 ● 今以上にあの時代は、映画や映画スターというものが夢の存在です。すね。

高橋 ● 娯楽というと映画を観に行くのがほとんどの時代に、その仕事ができるというのは、すごく夢に近かったですね。

草野 ● 『桃太郎侍』など、時代劇の印象が強いですが、本当に幅広い役柄をやっていらっしゃいますね。

高橋 ● それが役者の一番いいところなのかな。いろんな役ができるというのが役者の楽しみの真髄ですかね。

草野 ● 演じられる役柄は、侍をはじめ、例えば刑事、大学教授、検事など……。

高橋 ● 検事も裁判長もやりましたよ。

草野 ● そうなんですか。そういう役柄の役作りというのはどうなさるんですか？

高橋 ● そうですね。たとえば刑事や検事、弁護士さんといった人はこういう人、という一般のイメージがありますよね。実際は別にそうでなくても、やっぱりイメージの中の職業像というものを想像して、その中に近いイメージを演じるということですね。

草野 ● それは「視聴者の職業観、人物像」に対する期待を裏切らない、折衷案を見つけていく、といったことですね。



高橋 ● そうなんです。それを見つけて、どこにポイントを置くかということですが、やっていて一番面白いところです。

草野 ● たとえば、裁判所の判決文って一つの文章がとても長くて難解ですよね。そんな文章を、裁判長が感情を表情に出さないで伝えるのは大変ですよね。

高橋 ● 裁判長は、感情を出さないのを大前提にしているのではないのでしょうか。言葉というのは、心の中を人に伝えるために神様が人間に与えてくれたものです。その言葉に感情が入って初めて人に伝わっていく。この感情を全部シャットアウトして相手に伝達するというのは大変で苦勞な仕事ですよ。

法テラスの存在を知らせることが一番大切

草野 ● 役柄もそうですけど、バラエティ番組などにも本当に幅広く出演していらっしゃいますね。

高橋 ● 単純に好きなんです。楽しくてしょうがないんです。バラエティ番組に出演されている若い人たちは何でも一生懸命なんです。人間は一生懸命さには勝てないんです。ですから私は、どれだけ楽しんで、どれだけみんなと一緒に同調してその番組の中にいられるか、ということが面白いんです。

草野 ● バラエティ番組は、パワーというか反射神経でその場に入っていくような緊張感や心構えが必要ですね。

高橋 ● そうです。常にぐっと構えていないと、ちょっと緩んでいるとダメなんです。俳優もそういう緊張感を持ち続けることがとても大切なんです。だからこそ、ベテランになればなるほど、俳優以外の仕事をさせてもらうことは、いい勉強になるんです。

草野 ● どんな仕事もことんやる、ということですね。

高橋 ● そうです。また私はいつも自分が健康な状態で、パワフルな状態で皆さんに接するように心がけています。

草野 ● 何か健康法はあるんですか？

高橋 ● 笑うことですね。一日中笑っています。楽しく仕事をしていればみんなからエネルギーが入ってくるし、皆さんに私のエネルギーも差し上げられると思っていますので、笑うのが一番ですね。

草野 ● そうして周りも巻き込んでいく、ということでしょうか。

高橋 ● みんなで笑い合いながらつくり上げていく、これが一番いいのかな。

草野 ● 今の世の中には、暗いニュースや悲しい出来事が多いですね。法テラスは、悩みや問題を抱えている方々に様々なサービスを提供している組織なんです。高橋さんは法テラスにどのようなことを期待されますか？



高橋 ● とにかく困った人が少しでも助かればと願っています。人間は知らないことが一番損なんです。だから「法テラスがある」というのを知っているのと知らないのではすごい差があるんです。知っていたかどうかということが一番でしょうけれども、一般の浸透度はどうなんでしょうか。

草野 ● 認知度は少しずつ上がってきていますが、まだ十分とは言えない状況です。

高橋 ● 多くの方々に知っていただくことがとても大切ですね。

草野 ● はい。今回、高橋さんに新年号の巻頭を飾っていただくことで、皆さんにきつと広報誌を手にとっていただけたと思います。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

シンポジウム

市民と司法の架け橋を目指して

―地域ネットワーク活動の担い手としての法テラス・スタッフ弁護士―

平成22年10月5日(火)、東京、四ツ谷の主婦会館にてスタッフ弁護士のこれまでの取り組みを振り返り、今後の展望を語り合うシンポジウム「市民と司法の架け橋を目指して」が開催されました。

シンポジウムでは、スタッフ弁護士が関係機関と連携してセーフティーネットを構築し、それを活用して法的問題の総合解決を図る等の活動が報告されるとともに、スタッフ弁護士に期待される役割について、意見交換がなされました。

シンポジウム開会にあたり、寺井一弘理事長から挨拶があり、総合法律支援法に基づき、平成18年4月10日に設立された法テラスが順調に業務を遂行していることができたのは、ひとえに関係機関の方々のおかげであると、深い感謝の意が述べられました。また、このシンポジウムを通じて、スタッフ弁護士を地域のネットワークを担う社会資源として活用し、将来の課題や福祉の現場がスタッフ弁護士に期待していることについて理解を深めていただきたいとの思いが伝えられました。



基調講演

「社会的包摂と法的支援」



講演者
日本女子大学
人間社会学部
岩田 正美 教授

問題の重複と連鎖

社会問題は、自殺や、失業、虐待問題などといった形に分類され提起されます。従って、社会問題への対策が講じられる時には、実施機関も分類されています。しかしながら、問題の担い手から見ると、多くの場合、問題はひとつではなく複雑に絡み合っています。例えば、失業について考えると、失業という問題の前に、不十分な教育しか受けられなかったということがあ

もしれません。また、失業した後、再就職のための対策を講じるのではなく、当面の生活費のため借金を重ねその後、鬱のような傾向になり、そこから家族関係が悪化する。そこで子どもの教育も十分に達成できないというような問題の循環が起きます。今日のようない「自己責任」という考えが強い社会の中では、自分たち家族だけで問題に対応しようとしてしまいがちです。したがって、福祉へ相談するのではなく、金融業者に借金するということになってしまうのです。これは、問題を抱えておられる方々が法テラスを含めた制度の情報を持っていない、あるいは持っているにもかかわらず正しく理解できていないことに起

因します。さらに、一般市民の方々は弁護士に対し敷居が高いイメージを持たれている方が多く、貧困状況にある方は、さらに敷居が高いと感じられると思われます。

問題の連鎖というのは長期にわたって、現在の問題は、過去の問題の結果であり、かつ未来の問題の原因に波及していくのです。

社会的排除と包摂

問題の連鎖や重複に巻き込まれ、次第に社会参加から遠ざけられていく状況を、社会的排除と言います。これは1980年代から90年代にかけて、特にEUの統合のプロセスの中でヨーロッパ諸国の政策に非常に大きな影響を与え

シンポジウム 市民と司法の架け橋を目指して

てきました。

問題は一時点の静止的な問題として分類的に把握されるのですが、「排除」という言葉は動的なプロセスを重視し、多様な問題の連鎖によって社会から「アウト」されていくことを意味します。それに対し、社会に「イン」させるつまり包み込むことを示唆する言葉として「包摂」という言葉が生まれました。

2007年頃からネットカフェを生活の場とする「ネットカフェ難民」という問題が起き、厚生労働省が調査を行ったところ、それまで別の問題として捉えられていた失業と住宅喪失という問題が重なっていることが認識されました。ネットカフェ難民となるのは、失業のため会社の寮を出たり、家賃を滞納したことで退去せざるをえない状況にあることが主な要因です。このよう

な人たちにに対し臨時の相談機関は、まず失業と住宅喪失に関して対応しました。その後、借金問題などについての法律相談支援へと繋がりました。この借金問題を解決しなければ生活再建は非常に難しくなります。今日ではキャッシングというものが簡単にできるため、10代や20代の若年期に最初の借金をする

ことで、様々な制度を知る前に、生活困難を借金で乗り切ろうとします。そのため就労や住宅支援の前に、借金の整理をしなければならぬのです。このことから、社会から排除されている人たちが、司法支援が必要だということがわかります。ただ、問題を抱えている人々は、相談機関を訪れても問題の全貌を言わず、むしろ隠そうとし問題がはつきりしないのです。したがって、もう少し日常的な支援によって問題の連鎖を早い時期に断ち切っていく必要があります。法テラスが設立され幅広い連携が可能となった今、法テラスと多様な関係機関が連携していく仕組みづくりをすることが大事だと思います。

社会から隠され、分類的な制度の枠では捉え難い問題を、動的であるいは個人の人生の中で考え、さらには親からその子供の世代の連鎖の中で把握することにより、排除された人々をもつ一度社会に「イン」させるすなわち「包摂」させる時に、公的な支援が必要不可欠となります。そのためには法テラスが敷居を低く誰もが司法にアクセスできるようにフロントラインとして活躍されることを期待しています。

スタッフ弁護士の実践報告では、岐阜県可児市におけるスタッフ弁護士の活動を中心に報告がありました。

スタッフ弁護士の実践報告 — 岐阜・可児を素材として —



報告者

平井 治彦 弁護士 (岐阜県弁護士会 平井法律事務所)

長谷川 佳子氏 (恵那市市民福祉部子育て支援課職員)

太田 晃弘 弁護士

(前 法テラス可児法律事務所スタッフ弁護士、
現 弁護士法人東京パブリック法律事務所、法テラス本部専門員)



法テラス可児が開設される以前より岐阜県可児市で事務所を

開設し活動されていた平井治彦弁護士からは、スタッフ弁護士が赴任する前と赴任した後を比較すると、平井法律事務所の受任件数は増加したとの報告がありました。

平成7年に事務所を開設した当時、岐阜県御嵩支部管内の弁護士は、平井弁護士ただ一人という状況で、法的な需要に対して平井弁護士の事務所だけでは対応しきれないものではないと感じていたところに、法テラス可児が開設されることになり、お互い補い合うことで地域の法的需要に答えることができるようになるとの意見が述べられました。



法テラス可児が平成19年7月に開設された当初から、スタッフ

弁護士として活動していた太田晃弘弁護士は、複合的な問題を抱えている方々は自ら相談窓口に向こうとはしないため、弁護士だけでは問題を抱えている方々を発見することはできない

ことについて言及しました。だからこそ、弁護士と関係機関の方々が連携し、問題を発見し、手を伸ばしていくことが必要であり、法的問題を解決するだけでなく、生活全体を含めた問題を抜本的に解決する必要があるとの意見が述べられました。さらに、関係機関との連携ができていないのはまだほんの一部であり、連携ができていないところでは問題事例が発見されずにいる現状があるとの指摘がありました。



恵那市市民福祉部の長谷川佳子氏からは、福祉現場の現状

について報告がありました。その中で、母子家庭の養育費や感謝

パネルディスカッション 福祉の現場が弁護士に期待する

パネルディスカッションでは、現代の貧困や社会的排除を踏まえ、スタッフ弁護士が関係機関とどのようなネットワークを構築し、埋もれたニーズを掘り起こし、困窮した人々の包括的解決を図っていくべきかについて、意見が交わされました。

料の問題、独居老人の消費者問題など、重大な問題を抱えている方を発見しても、福祉機関が介入できるところには限界があり、消費生活センターや市の無料法律相談窓口を紹介するところまでにとどまり、継続した支援が困難な状況であったとの報告がありました。そこへ法テラス可児が開設されたことで、問題解決に向けた法的支援の道筋ができ、行政でできること、また法テラスが担うべき役割が明確になり状況に応じた的確な支援が可能になったと述べられました。今後、福祉の現場が弁護士に望むこととして、一般市民にとって弁護士は敷居が高いイメージがあり、自分たちが抱えている問題を相談して良いのか躊躇することがあるので、敷居を低くし、身近な存在でありながらも、法的根拠に基づいたアドバイスが受けられる心強い後ろ盾であってほしいとの期待が述べられました。



パネリスト

岩田 正美 教授 (日本女子大学人間社会学部教授)

東内 京一 氏 (厚生労働省老健局総務課課長補佐)

松本 三加 弁護士 (紋別ひまわり基金法律事務所赴任経験、相馬ひまわり基金法律事務所赴任経験、現 浜通り法律事務所)

谷口 太規 弁護士 (前 法テラス埼玉法律事務所スタッフ弁護士、現 弁護士法人東京パブリック法律事務所)

岸端 泉 氏 (さいたま市障害者生活支援センター職員)

富田 さとこ 弁護士 (前 法テラス佐渡法律事務所、現 法テラス沖縄法律事務所スタッフ弁護士)

司会

草野 満代 (法テラス理事、フリーキャスター)

草野 本日は、福祉の現場が弁護士に期待すること、埋もれたニーズの掘り起こしと、社会的包摂に向けて、をテーマに進めさせていただきます。まず、富田弁護士は、法テラス佐渡法律事務所勤務されてでしたね。

富田 私は法テラス佐渡法律事務所です。3年半勤務しました。人口6

万5千人に対して弁護士が1人しかいなかった地域に私が2人目として赴任しました。そこでは、地域包括支援センターや社会福祉協議会、佐渡市の職員の方々と協力し、高齢者や障がい者問題、貧困問題等に取り組んできました。その経験から、問題を抱え本当に困っている人を弁護士が発見することは難しいですが、福祉現場の方々が発見し相談を持ち込んでくださることによって弁護士が解決することが可能になり、このような方法を有効に活用して支援していくことが重要なのだと感じています。

草野 都市部での活動について、谷口太規弁護士からご報告いただけますか。

谷口 私がスタッフ弁護士として赴任していたのは埼玉県のさいたま市浦和区です。赴任した当初から関係機関との連携構築に向けて活動しました。各市区町村にアンケートを送り、回答があつた地域で、弁護士を利用するにはこういう方法がありますよ、といううな勉強会を開いたのです。すると、他の市からも勉強会開催の要請がくるようになってそこで関係機関の方々と繋がりがありました。

草野 岸端さんは、スタッフ弁護士と連携することで何ができるようになりましたか。

岸端 私が勤務している障害者生活支援センターでの支援業務の中で問題となるのが、法的トラブルです。障がい者が法的トラブルに巻き込まれてしまうことはよくあるのですが、法テラスができる前は、問題を継続して相談でき



司会：草野 満代



左から松本三加氏、東内京一氏、岩田正美氏

る弁護士がいまいませんでした。そこへ法テラスができ、福祉と司法が連携することで、それまではなかなか進めることができなかった問題が、弁護士が関わることで、解決へ向け進められるようになった。

草野 今後の課題や問題点はどのようなものがありますか。

谷口 地域によって連携できているところとできていないところがあります。それをどういうふうに変えていくのか、ということが今後の課題なのではないでしょうか。

草野 岩田教授はこれまでの報告をお聞きになられてどのように思われますか。

岩田 福祉の現場には一定の司

法ニーズがありますので、一旦繋がりができると好循環が生まれてきます。ただ、福祉現場と結び付く前、問題が複雑になる前の段階で、市民がダイレクトに法テラスへアクセスし、法テラスから福祉へ繋げることができれば、双方のいい連携になるのではないかと思います。

草野 厚生労働省の東内さんは、スタッフ弁護士の活動報告をお聞きになられて、どのように思われますか。

東内 現在、厚生労働省では、「地域包括ケアシステム」を念頭に介護保険制度を構築しています。これには、介護、生活支援、医療、予防、住まいという5つの視点での取り組みが、包括的、継続的に行われることが必要となります。介護ならば、ヘルパーが支援するだけではなく、成年後見等の司法の力を必要とする方の対応もしなければなりません。法テラスは司法制度に精通しており、経済的弱者への支援を行える機能を持っているというところから、どの地域にどれだけスタッフ弁護士が必要となるのかを、今後戦略的に基盤整備していくことが重要になっ



左から岩田さと子氏、岸端泉氏、谷口太規氏

てくるのではないのでしょうか。

草野 松本三加弁護士は、日弁連の公設事務所でお仕事をされている経験がおりますが、スタッフ弁護士の活動についてどのようにお感じでしょうか。

松本 私は10年前に北海道の紋別という人口約3万人で弁護士が一人もいないところに、日弁連の紋別ひまわり基金法律事務所の弁護士として赴任しました。事務所には市役所の市民相談課や、消費生活センター、社会福祉協議会等から、どんな事件が持ち込まれ、それらを次々に受任していま

した。その中で、市民生活を守るためには、司法過疎問題は国が取り組むべきことであると感じていましたので、法テラスができ、スタッフ弁護士の方々が関係機関との連携構築を実践していることをとても素晴らしいと思っています。スタッフ弁護士1期生の方々が活動し作り上げてきた実績が、今後数年後にいい形になっていくものと期待しています。

草野 法テラスの業務が開始されて4年が経過しましたが、経験の中から見えてきた課題はありますか。

谷口 関係機関との連携構築をスタッフ弁護士以外の一般の弁護士も使いやすいようにモデル化して仕組みを作り、市民の方々が気軽に相談できる環境を整えていくことで、問題を未然に防いでいくことが必要だと感じています。

富田 私は今後も福祉の方々に弁護士の使い方をどんどんアピールしていくことで、個人のキャリアターではなく、制度として繋げていきたいと考えています。

草野 福祉の現場がスタッフ弁護

士に期待することをお伺いできますか。

岩田 スタッフ弁護士の方々には、常に問題のフロントライン、最前線にいてほしいと思っています。そのうえで、福祉の現場にも非常に大きな刺激になり、問題を抱えている人々を社会に包摂する基盤ができてくると考えます。

東内 私は、スタッフ弁護士の方々が地域の中で活動していくためには、弁護士という職能に加え、制度間の調整をする能力が必要になってくると思いますので、その認識の元で活躍されることを願っています。

岸端 障がいのある方は複雑な問題を抱えている人が多く、司法に関わる人の協力が不可欠です。ですから、顔の見える信頼関係を構築していく、スタッフ弁護士の方と問題解決へ向けてチームでアプローチしていくために、今後も双方理解しながら、連携を深めていければと思っています。

草野 スタッフ弁護士が、地域の中で必要とされ、お役に立っている存在になるためにこれからも努力を続けていきたいと思っています。皆様、本日はありがとうございました。

暮らしの法律相談

『インターネット上のトラブル』に関する

Q & A

法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ法制度情報の膨大なデータベースを備えて、皆様からのお問い合わせに対応しています。ここでは、法テラスで実際にご提供している法制度情報の中から、インターネット上のトラブルに関するものをご紹介します。

Q

インターネットオークションで品物を落札し代金を振り込んだのですが、品物が届きません。どうしたらよいでしょうか？

A

出品者に電子メールや電話等で品物の発送を催促しても反応がない場合は、出品者に対して、内容証明郵便を配達証明付で送付し、品物発送の催促をしたり、売買契約を解除して代金の返金を求めたりする方法があります。出品者の身元等が分からない場合には、オークションサイトの運営者に出品者の登録情報を問い合わせたり、プロバイダに契約

者情報の開示を求めることができる場合もあります。

内容証明郵便が相手に届いたことが確認できたにも関わらず、相手が品物の引き渡しに応じない場合は、民事訴訟を提起することも考えられます。また、代金の返還を求める場合には、支払督促や少額訴訟の制度を利用することもできます。

宛先不明や受取拒否などで内容証明郵便が戻ってきた場合には、詐欺の被害にあつた可能性があります。その場合には、警察に被害届を出すことも考えられます。一部のオークションサイトでは、詐欺の被害にあつた出品者、落札者等のために独自の補償制度を用意している場合もありますので、オークションサイトに確認してもよいでしょう。



あれし？
振込も終わったのに・・・

Q

インターネット上にある掲示板サイトで誹謗中傷されました。書き込みの削除と、書き込んだ人物に損害賠償を請求したいのですが、相手が特定できないためどのように対処したらいいのかわかりません。

A



づくもので、掲示板の管理者等に対して、個人の権利を侵害するような情報の削除を申し出ることができます。このとき、書き込んだ人物や書き込み内容を特定するため、あらかじめ対象となる掲示板のサイトの名前、URLを保存し印刷しておくことも大切です。

さらに、書き込んだ人物に対して損害賠償を請求したいと考えているのであれば、掲示板管理者に対して、前述の法律に基づき、書き込んだ人物の氏名・住所などの発信者情報の開示を請求し、書き込んだ相手特定した上で、損害賠償請求を行う方法があります。

また、書き込んだ人に対しては、名誉毀損あるいは侮辱の罪で告訴することが考えられます。告訴を検討する場合には、警察に相談するとよいでしょう。

掲示板の管理者やプロバイダに対して、書き込み内容を削除するように請求することが考えられます。「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（いわゆるプロバイダ責任制限法）に基

知っておきたい用語集

— 多重債務編 —

法律用語を難しく感じる方は大勢いらっしゃると思います。法テラスでは、司法を身近に感じていただけるように、用語集を作成し、ホームページに掲載しています。今号では多重債務に関する用語から、アクセスが多いものを中心に解説します。

連帯保証人 (れんたいほしょうにん)

借主(主債務者)と連帯して債務を負担する保証人のことです。保証人は、借主が返済期日までに決められた金額を支払わなかった場合、貸主(債権者)からその支払いを請求されたときこれに応じる義務を負い、この債務を保証債務といいます。この場合、保証人は借入金の元本額だけではなく、主債務者が支払い義務を負う利息や遅延損害金についても支払わなければなりません。連帯保証人は、この保証人のうち、催告の抗弁権と検索の抗弁権を有しない、主債務者・保証人の一方に生じた法律上定められた事由の効力が他方にも及ぶなどの点で、より重い保証債務を負います。

催告の抗弁権 (さいこくのこうべんけん)

債権者が主債務者に借入金の支払いを請求しないで保証人に支払いを求めた場合、保証人が債権者に「まず主債務者に対して支払いを請求(催告)せよ」と主張して支払いを拒むことができる権利です。ただし主債務者が破産開始の決定を受けたとき、またはその行方が知れないときはこの権利を行使することはできません。保証人がこの権利を行使したにもかかわらず、債権者が主債務者に対して支払い請求を怠ったため全額の支払いを得られなかったときは、保証人は、債権者が直ちに主債務者に請求していれば支払いを得ることができた限度においてその保証債務を免れることができます。連帯保証人はこの権利を有しません。

検索の抗弁権 (けんさくのこうべんけん)

保証人が、主債務者に支払いの資力があること、かつ強制執行が容易であることを証明すれば、債権者に「まず主債務者の財産に対して強制執行せよ」と主張して支払いを拒むことができる権利です。この権利が行使されたにもかかわらず、債権者が主債務者に対する強制執行を怠ったため主債務者から全額の支払いを得られなかったときは、保証人は債権者が直ちに主債務者に執行していれば支払いを得ることができた限度において保証債務を免れることができます。催告の抗弁権と同様に連帯保証人はこの権利を有しません。

グレーゾーン金利 (ぐれーぞんきんり)

利息制限法が定める金利(15～20%)を超える無効な金利であるにもかかわらず、改正前出資法で罰則を定めた金利(29.2%)未満であったことから罰せられることのなかった高金利をグレーゾーン金利といいます。グレーゾーン金利については、貸金業の規制等に関する法律に規定される一定の厳格な要件を充足した場合には本来無効な利息を有効とみなすというみなし弁済規定が設けられており、利息制限法以上の金利で営業を行う貸金業者の主張の根拠とされていました。しかしみなし弁済規定について、最高裁判所は貸金業者に対し厳しい判断を示しほとんどの場合適用が認められないことになりました。また、平成18年12月に貸金業法、出資法等の法律が改正され、平成22年6月8日施行により、現在ではグレーゾーン金利は廃止されました。

過払金 (かばらいきん)

利息制限法の規定する利率(法定利率)による利息を超える利息を支払う取引を続けた場合、元金と法定利率による利息を超えて払い過ぎていることがあります。この払い過ぎた金額を過払金といいます。過払金は、貸金業者の不当利得とされ、借主は返還を求めることができます。





法テラスの職員が、自分の仕事について語る「my job」
今回は、民事法律扶助業務、
国選弁護関連業務、犯罪被害者支援業務に
携わる職員をそれぞれ1名ご紹介します。

民事法律扶助業務は、皆さまの償還金に支えられています。
民事法律扶助制度の代理援助・書類作成援助は、経済的に困った方へ弁護士等の費用を立て替える制度です。この費用の財源は、立て替えたお金の償還をもつて充てています。
いつでも安心して利用いただけるように、民事法律扶助制度が安定した制度で、困っている方々のよりどころであり続けるために償還金の管理は欠かせません。

青森県においては、最低賃金額が645円であり、経済的な状況が良いとはいえません。民事法律扶助制度の利用率も高く、償還が困難な方も多いと感じています。

新幹線の開通により、雇用が拡大され、地元で安心して働くことのできる地域となることを期待していますが、出稼ぎ等に行く方も多いのが実情です。

日々、「償還金を払ったら、生活できない。」「失業して、払えなくなつた。」「りんごの収入が入るまで待つてくれ。」といった電話をいただいています。利用者の方々の生活状況をお聞きして、翌月以降の償還をお願いしたり、毎月の償還金額を減額する等、皆さまの実情に沿って、償還いただけるよう努めているところです。

今後も適正な償還金の管理に努め、利用者の方の立場に立った業務運営に努めてまいります。

法テラス青森
篠原 佑介



民事法律扶助業務

国選弁護 関連業務

国選弁護関連業務とは、法テラス設立に伴い各弁護士会や裁判所において行っていた国選弁護人推薦業務、報酬算定業務などを法テラスへと移行させたものです。

この業務に関しては、法テラスで扱っている他の業務と違い、一般の利用者と接することがほとんどありません。まれに国選弁護業務に関するお問い合わせにお答えすることはありますが、契約していただいている弁護士やその事務所の方々、弁護士会、裁判所、検察庁などとのやりとりが主となっています。

事務所の方や各機関のご担当の方とやり取りをする中、もつとスムーズに業務を行うことはできないかなど相互での協力体制についての話などでもさせていただけるようになり、こうした皆様のご協力に支えられ業務を円滑に行うことができるのだと日々感謝するばかりです。

昨年より国選弁護人の推薦依頼件数も増加し、それに伴い弁護人の推薦、報酬の算定と時間に追われることも多々ありますが、どうすれば効率よく業務をこなせるかと日々試行錯誤しながら頑張っています。

ニュースや新聞では様々な裁判員裁判事件が日々話題となっています。そういった事件の末端に関わる者として「頑張らねば!」と責任、プレッシャーを感じることもあります。その気持ちをやりがいとやる気に変えてこれからも日々の業務に当たりたいと思っています。

法テラス鹿児島
有村 華織



法テラスでは、犯罪被害者支援業務として犯罪被害にあわれた方やそのご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、さまざまな支援情報の提供など、多角的にサポートしています。

法テラス沖縄でも、利用者に必要な支援が受けられるよう、日々サービスの改善に努めています。特に各関係機関との連携を重視しておりまして、関係機関と法テラスの役割分担を明確にし、利用者がたらい回しにあわず、迅速なサービスの提供が受けられるよう、担当者単位で情報を交換する機会を設けるなど連携の強化を行っています。

また、利用者に支援できる内容や関係機関の情報が簡単に理解できるよう、チラシを作成し、説明する際に利用しています。

さらに、利用者へのこの業務を活用してもらうためには、利用者への認知が必要ことから、広報活動にも力を入れております。

その中でも、利用者へ一番初めに接する機会が多い警察や検察に対しては、担当者に対する説明等を行い、法テラスに対する理解や協力を得ています。

本来、この業務は利用者が少ない方がよいと思うのですが、利用者の数は日々増えています。利用者がある以上、利用者の負担が少しでも減る支援ができるよう、これからも努力していきます。

ので、もし支援が必要な時は、躊躇せず利用して欲しいと思います。

犯罪被害者 支援業務

法テラス沖縄
赤嶺 喜信





新年ごあいさつ

「法テラス」と関係機関の密接な連携をめざして ——新しい年のはじまりにあたって

日本司法支援センター(法テラス) 理事長 寺井 一弘



2011年の新しい年を迎え、一言ご挨拶申し上げます。

歳月の流れはまことに早いもので「法テラス」は2006年4月の設立後既に4年9ヶ月を経過いたしました。

ご承知の通り、「法テラス」は「民事、刑事を問わず、あまねく全国において法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指す」ことを基本理念としてスタートいたしました。ここまで五つの本来業務と受託業務を順調に遂行してまいることができましたのは、ひとえに国民の皆様と関係諸機関の方々の格別なご支援ご協力のおかげであると深く感謝申し上げます。

私は「法テラス」設立前の準備段階からこの仕事に携わって既に7年目に入っていますが、この間何よりも痛感させられましたのは、「法テラス」が国民に身近で頼りがいのある組織として発展していくためには、関係機関の皆様方との密接な連携と中身の濃い協働が不可欠であるということでありました。

現在、我が国はかつてない深刻な経済不況などによる社会の混迷・停滞という厳しい現実にとらわれ、多くの国民は「雇用不安」「格差拡大」「貧困化」により労働と生活をめぐる環境に変化をもたらされ、

弱い立場の人々がかかえる法的問題の質も変わってきております。こうした中で、今までともすれば縦割りの形で対応してきた国民の方々への法的サポートのあり方が根底から見直されるべき段階にきていると認識しております。人々が法的と思われるトラブルをかかえた時に頼っていく機関が、横断的に連絡を取り合い、司法における確実なセーフティネットワークを構築していくことが強く求められていると考えております。

「法テラス」の広報誌である本誌の今月号では「市民と司法の架け橋を目指して」の特集を組んでいます。10月に開催されたシンポジウムにおける報告者のスタッフ弁護士をはじめ、パネリストの学者、福祉関係の仕事に携わっておられる方々もこぞってこのことの大切さを指摘されておられました。

私ども「法テラス」は、これまで積み重ねてきた経験と実績とをしっかりと踏まえ、今という時代が必要とする新しい課題にアグレッシブに挑戦していきたいと決意を新たにしています。

国民の皆様、そして関係諸機関の方々には、これまで以上に私ども「法テラス」との協力関係を強め、さらなるご支援とご指導をたまわるようお願いいたします。新年のご挨拶にかえさせていただきます。

News

法教育シンポジウムが開催されました

2010年10月29日(金)に、京都の龍谷大学アバンティ響都ホールにて、「法教育シンポジウム—未来を拓く法教育in京都—」(法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会主催、日本司法書士会連合会、京都府教育委員会、京都市教育委員会、日本司法支援センター後援)が開催されました。

シンポジウムでは、法教育の意義と実践の在り方を考えるべく、基調講演の他、公開授業等が行われました。また、パネルディスカッションでは、法教育の普及と発展のために地域社会が果たすべき役割や、法律専門家ではない一般の人々が法的なものの考え方を身につけるために学校と地域社会が連携することの必要性について、活発な議論が交わされました。



▲公開授業では
模擬裁判が
行われました

◀パネルディスカ
ッションの様子

法テラスの名前を使った架空請求にご注意ください！

昨年、経済産業省の消費者相談室などを名乗り、実在しない「法テラス消費者相談室」への金銭の支払いを要求する「架空請求」が行われ、実際に詐欺被害が発生しました。

今後同ような被害にあわないため、以下のことにご注意ください。

- 「法テラス消費者相談室」は実在しません。
- 法テラスから「郵便局の時間指定郵便」や「ゆうパック」などで、現金の郵送をお願いすることはありません。
- 法テラス職員が自宅に伺い、現金を徴収することはありません。
- 法テラスの名前を使った不審な電話などを受けた場合には、すぐに法テラスにご連絡ください。(法テラス・コールセンター 0570-078374)

■法テラス・コールセンター



おなやみなし
0570-078374

IP電話・PHSからは 03-6745-5600

■犯罪被害者支援ダイヤル



なくことないよ
0570-079714

IP電話・PHSからは 03-6745-5601

月～金9:00～21:00・土曜日9:00～17:00

■ウェブ検索

法テラス

検索

メールマガジン配信中

法テラスのタイムリーな情報はメルマガ「ほうてらすPlus」で。パソコン版と携帯版、登録は無料です。

登録はホームページから ▶ <http://www.houterasu.or.jp>

■法テラスは各種のご寄附をお受けしております。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

●法テラス・サポーターズクラブ

法テラスの周知活動と寄附にご協力いただく応援組織です。「法テラスを応援したい」「法テラスをもっとたくさんの人に知ってもらいたい」という方なら1口1000円以上の寄附で、どなたでもご入会いただけます。お申し込みは、法テラス・ホームページでも受け付けています。

●個人の方からのご寄附、遺言によるご寄附、相続財産のご寄附、法人様からのご寄附

法テラスは、特定公益増進法人に指定されていますので、寄附をしていただいた方は、所得税、相続税、法人税の優遇措置を受けることができます。

●しよく罪寄附

しよく罪寄附とは、覚せい剤取締法違反、贈収賄、脱税など被害者のいない刑事事件や、被害者に対する示談ができない刑事事件などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを表すために公的な団体等に対して行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、弁護人からも反省の気持ちを表すのに有効であるとの感想が寄せられています。

2009年度は、約1億5千万円のご寄付をいただきました。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

【編集後記】

一人でも多くの方に法テラスを知っていただきたい、そのために必要なことは何かということを、日々考えながら広報誌の作成に取り組んでいます。本誌が皆様にとって、法テラスを知っていただくきっかけとなり、また、法テラスへの理解を深めていただく一助となれば幸いです。

(N.F)

●本誌へのご意見をお寄せください。

法テラス本部総務課広報係

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2

ハーマニータワー8階

Eメール：koe@houterasu.or.jp